

告 示

埼玉県告示第百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和七年三月十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊、山羊及び鹿の伝達性海綿状脳症、豚及びいのししの豚熱、アフリカ豚熱、オースキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆^そ病の発生の予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊及び山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 鹿の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

- (1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- (2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

ヘ オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ロ 結核

- (1) ツベルクリン検査
- (2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ホ 牛伝染性リンパ腫

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ヘ 馬伝染性貧血

- (1) エライザ法による検査

- (2) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (3) その他の検査

ト 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

チ 豚熱

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法による検査
- (3) その他の検査

リ アフリカ豚熱

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

ヌ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

ル 豚繁殖・呼吸障害症候群

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

ワ 腐蛆病^そ

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。